

2026年7月29日(水)開催

# ダイオキシン類 作業従事者 特別教育

## — ダイオキシン類作業従事者特別教育とは —

労働安全衛生法では危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせるときは、事業者は安全又は衛生のための特別教育を行わなければならないと定め、廃棄物の焼却施設に関する業務もそれに該当します。（労働安全衛生法第59条第3項）

具体的な対象業務は次のとおりです。

- ☑廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務
- ☑廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
- ☑廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務  
及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務  
(労働安全衛生規則第36条34号～36号)

※廃棄物の焼却施設とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する施設を指します。

- 1, 日 程 2026年7月29日(水) 9:20~14:30 ※受付開始日: 4月20日(月) 8:30~(NET申込)
- 2, 会 場 (公社) 神奈川労務安全衛生協会 (横浜市中区相生町 3-63 ヤオマサビル 3F)  
JR関内駅北口、または みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩約5分  
横浜市営地下鉄関内駅3番出口 徒歩約3分
- 3, 講習科目 ダイオキシン類の有害性 (30分)、作業の方法及び事故の場合の措置 (1時間30分)  
作業開始時の設備の点検 (30分)、保護具の使用法 (1時間)  
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項 (30分)
- 4, 受講料 会員8,420円 テキスト990円 合計 9,410円(税込) NET割引  
一般10,470円 テキスト990円 合計11,460円(税込) 300円有り

協会ホームページからのお申込みは  
こちらから▶ <https://roaneikyo.or.jp>

神奈川労務安全



お問い合わせ (公社) 神奈川労務安全衛生協会

TEL. 045-662-5965

FAX. 045-201-7122